



パーソナルファイナンス学会の 20 年を振り返る

第 20 回全国大会 特別企画 座談会



第 2 部

2019 年 12 月 1 日

於：神奈川大学横浜キャンパス

登壇者

江澤博通（元 SMBC コンシューマーファイナ
ンス常勤監査役）

江夏健一（早稲田大学名誉教授）

岸 紀子（元日本金融新聞編集長）

杉江雅彦（同志社大学名誉教授）

晝間文彦（早稲田大学名誉教授）

司 会

桑名義晴（桜美林大学名誉教授）

.....
桑名義晴：それでは、この企画の後半に移りたい
と思います。今、5名の先生がたから、それ
ぞれのお立場から、どのような活動をなさっ
てきたのかということを中心にお話いただきま
した。これからは、5名の先生がたにはフロア
の皆さんとインターアクションしながら、座談
会を進めていきたいと思っています。

フロアの皆さんは、先ほどの話を初めて聞か
れたかもしれませんし、あるいはもう少し聞いて
みたいと思っておられるかもしれません。ご
質問等があれば、それについてさらにお聞きし
て、先生がたにお答えいただくという形で進め
ていきたいと思っています。いかがでしょうか。

坂野友昭*：学生も単に昔話をしても全然喜ば
ないので、古いことを聞いても、どのくらい役
に立つのかと多少思っていたのですが、非常に
面白いお話でした。ただ、単なる思い出話は将
来に活かせないと意味がないと思います。

今日聞いた中で、この学会を考えると、日本
はかなり制度が整備されているわけですし、そ
れによってベネフィットを受けているわけ
です。世界中を見渡すとまだまだベネフィットを
受けていない国がたくさんあります。では、そ

ういったところに出て行くとなると、先ほどの
信用情報機関のようなものがないとか法的に
整備されていないとか、いろんなことがありま
す。そういう制度づくりに関して、学会は役に
立てることができるのではないかというのが
考えの一つです。

そこで幾つか質問があるのですが、例えば、
昨日のお話を聞いていると、そもそもクレジット
ビジネスをやる上で、信用情報機関のような
ものは本当に必要不可欠なんでしょうか。作る
としたら、そのシステムをどうやって作るの
でしょうか。作るにはすごくお金がかかるわけ
ですから、これに見合った効果がないと作る意
味もありません。特定の国を思い浮かべていただ
ければいいのですが、そういった国の中でクレ
ジットのアクセスラビリティを高め、クレジ
ットビジネスを行うために、信用情報機関は必要
なんでしょうか。そういった国はかつての日本
のように、まだ信用情報機関が全くないとい
う状況ですね。それがないと、クレジットビジ
ネスはできないものなんでしょうか？昨日のお
話と合わせて今日も聞いていると、もしかする
となくてもできるのではないかという気がし
ないこともないのです。もし、仮に必要なだ
としたら、レガシーシステムでやるというのは幾
ら何でもコストがかかりすぎるのではない
ですか。また、なぜ作るのかは別として、情報シ
ステムを作って、情報が取られるようにすれば
いいというだけではないですよね。法律的な制度
とか仕組み作りとか、あるいは教育とかそう
いったことを全部含めた上で、学会としてど
ういう形で貢献していけるのでしょうか？

その辺をお聞きしたいと思っています。誰に聞く
というわけではないのですが。

岸紀子：はい。

坂野：ではお願いします。

岸：お答えになるかわかりませんが、信用情報機関の「社会的存在意義」の視点から事例を紹介したいと思います。

世界銀行が年次で公表している調査資料に「Doing Business」というのがあり、どの国が「事業しやすい、起業しやすい」という視点で、様々な指標からランキングしています。この指標の一つに「Getting Credit」という項目があります。信用を得やすければ資金調達しやすい、というわけですが、信用を得やすくするには金融機関がリスクコントロールしやすい環境が整っている必要がある。そこで、信用情報機関がどのくらい整備されているかが指標となっています。これは、個人データだけではなく企業、特に中小企業の信用情報整備状況も問われますが、ただ、存在すればいいということではなく、高いポイントを得るためにはクレジットスコアが提供されていることや、オルタナティブデータも活用されているか、といったことが評価されます。

日本は、長年にわたりこの評価が極めて低いです。企業データによる情報機関が存在しないということと、クレジットスコアが提供されていないことがその要因です。

信用情報機関以外の情報活用ということで言えば、日本では先ほども触れました「情報銀行」の推進が政策的に行われていますが、一方

で、EUのGDPR（一般データ保護規制）をきっかけとして個人の権利が強化される方向にあり、日本の個人情報保護法もそれに合わせて改正が検討されていますから、自由に個人データを活用できるというわけではありません。

諸々考えると、海外の動きと同じ文脈では日本を語れないのではないかな、ステージが違うなど感じます。

桑名：よろしいですか？他にはいかがでしょう？

江澤：昔話をさせていただければ、江夏先生が米国を視察するコーディネータをされた1979年当時、私はまだプロミスの八重洲支店にいました。当時首都圏各社は、ジャパンデータバンクに加入しており、当社の暗号名は「ケインズ」でした。本人確認をされるわけです。「ケインズの××番です」と言えば、プロミスの八重洲支店だということになるわけです。都内ではそれがありましたが、地方に行きますと、貸金業者があまりありませんので情報センターに個人データはありません。本人確認と勤務先確認などをして、また同業が出店している場合は情報連携などをしながらの貸付でした。また、地方の場合は、昔は素朴で素直な方が多かったと記憶しています。それから今のような名前を



聞いても何の職業なのかわからないものはあまりない時代でした。その職業を書けば、どのくらいの給料かすぐわかりますし、国民健康保険と社会健康保険が明確に区別されておりました。今は一人の会社でも社会健康保険です。与信システムのベースは国民健康保険なのか社会健康保険なのかということでした。すなわち、自営または零細企業に勤めているのか大会社に勤めているのかということです。大会社に勤めていれば安定しているので、そうやすやすとは辞めません。会社に対する忠誠心が高いといったところをベースにしておりました。そういうことからある程度その人のデモグラフィックデータ、社会的なデータでもって与信をすることができました。それと、貸金業規制法がまだ成立していませんでしたので、取り立てについても貸し手の自由度が高い時代でありました。そういった時代だったのです。

海外展開の時は、宗教、政治体制、法律、戸籍や住民票・ID が大事なことでした。少なくとも住民票があるということは、追跡が可能ということです。裁判により取り立てができます。住民票があって、その人が勤めているところもわかって、裁判もできるということは非常に大事です。しかしながら、より効率的に、そして効果的に仕事をしようと思うと、やはり情報センターが必要になってきますね。黎明期から発展期にかけて、情報センターの必要性が高まっていくのではないのでしょうか。

坂野：世界には、情報センターがなくてもきちんとクレジットビジネスをやっている国はたくさんあります。例えば、バングラディッシュとかインドには、いわゆるマイクロファイナンスのようなものがあります。あれは金額が小さいですから、そもそもクレジットセンターを作って情報を集めるのは採算的に合わないわけです。これは晝間先生のご専門ですが、経済学的

に言って情報の非対称性や逆選択の問題をどうやって避けるかということになります。情報センターは、基本的に貸す側が与信するという前提に立っているわけですね。マイクロファイナンスはグループ貸付けだけですから、危ない人とは組みたくありません。与信の機能というか選別の機能を、借り手側に移すという形でコストを落とすことで成功しているわけです。ですから、必ずしも情報センターがなくてもできるということもあるのです。

それからもう一つ、江澤さんのお話ですと、基本的に身元や宗教を確認するということでした。住民票があれば分かるということですよ。身元と宗教がわかっている問題がないのであれば、それこそ今のデジタル社会ならば信用信息機関がなくても本人確認、宗教その他の情報を集めることができるわけです。しかも、ほとんどコストもかからず集められるようになっています。最近のオンライン・レンディングに関する研究でも、与信において信用信息を全く使わなくても、実際の貸倒率や延滞率はほとんど変わらないという結果も出ています。そういったことを考えると、本当にコストをかけてまで信用信息制度を築かなければ、発展途上国などではクレジット市場が発達しないのでしょうか。ただそうはいっても、もし役立つのであればレンダースエクステンジのような信用信息の交換でもやり方次第かと思います。ブロックチェーンを使えばコストも安くなってごまかしも難しくなりますね。そういう面で、どういう研究をすれば貢献できるのかなと考えているところです。

そういった意味では、AI 時代におけるパーソナルファイナンスでは信用信息センターは必要なのかどうか、必要だとすればどういう形が望ましいのかを思います。

江澤：消費者金融を廃業した方々が、今、家賃

保証会社を運営されています。家賃保証会社は情報センターを使いません。貸金業者ではありませんから、JICC に加盟できないのです。それは消費者金融で培った本人の確認または保証などを含めて、ノウハウ的に出来上がっているのではないかと感じます。それから、昨日のお話の中でアリババデータビジネスが出ておりましたね。中国では、徴税率が非常に悪かったと記憶しております。ついこの間まで徴税率が 60%くらいだったのではないのでしょうか。紙幣の問題もありますが、個人のお金はネット上でしか動かしてはいけないという方向なのではないのでしょうか。そういう中で、個人を管理するための個人情報センターということなのだと思います。韓国も同じです。

韓国でノンバンク法を制定して、クレジット社会になるときは地下金融が多く、徴税の問題がありました。地下で回っているお金を表に出そうということで、貸金を表面化させ、個人消費はクレジットで決済させたと記憶しております。また、促進策として宝クジなどを行いました。が、過熱したためか 200 万人が不良化したということがありました。クレジットカードを使ったとなれば、情報センターに登録され、収支がチェックできます。ですから、日本とはちょっと感じが違います。成都や重慶で国の情報センターに加入するに当たっては、家族の和気あいあいな情報、奥さんと仲が良いかとい

う情報も登録しなければいけないということでした。それをお客様に聞かなくてはならないのか。当局と交渉していました。

坂野：正直に答えるのですか？

江澤：いや、わかりませんね。

昨日の報告でも、情報センターに家庭状況を登録するというお話がありました。そういう面では、個人を管理するという意味での情報センターですね。そういうことも分けて考えないと、わからなくなってしまうところがあります。諸外国の情報センターの状況とは違うという感じがします。

岸：誤解されないように補足しますが、私自身は、個人情報情報機関を皆が絶対に使わなければならない、とは思っていません。

文化的・政治的な背景もあり、国によって全く形態が異なるので、アメリカがこうだから日本も、というわけにはいかないのが現実です。ただ、個人情報情報機関を使わなくてもやれるならやればいい、法律で強制される必要はないのではないかと、というのが個人的な考えです。むしろ法規制すると、個人情報情報機関からのイノベーションが生まれにくくなる、新しい動きについていけなくなる、そのデメリットの方が大きいのではないかと思います。



最初に、日本の個人情報情報機関は「多重債務問題」の文脈でしか語られない、という話をしましたが、銀行カードローン問題が起きれば「銀行にも貸金のデータを限定的に使わせることで凌ごう」という、対症療法的なことしかできない。もっと抜本的な、市場インフラとしての在り方を論じるためには、一度「指定個人情報情報機関制度」から離れて自由に考える必要があるのだと思います。

桑名：どうもありがとうございます。他にはございませんか？はい、どうぞ。

田中幸弘：**田中と申します。私自身この業界には、日本信販にいた頃から関係させていただいております。実は、最近、法律の枠組みが変わり始めております。クレジットも貸金業も、いろんな証明書などの紙のデータをベースにして本人確認をしてきました。ところが、今年「デジタル手続法」という法律が通りました。ネットで全ての証明書が、「ワンストップ」でできるような時代になってしまったのです。全く紙が手元にないということが前提になってくる社会になりつつあります。そうなるのと裁判の時に、証拠とか審査書など、今まで紙だったものがなくなってきました。どういう証拠を出せばいいのか。裁判のIT化という話が、本格的に最高裁で始まっています。法務省の方でもやっているようです。そういう枠組みがある中で、地方都市では地銀が再編の嵐に巻き込まれています。事業系の貸金業者さんが、貸金業法改正でいなくなってしまうって困ったという話が昨日も出ていました。地銀も手が出せなくなってくるという状況が、制度的にますます進んできています。その時に、ソーシャルファイナンスをどうやって進めていくのかという視点が、今必要になってきていると思います。誰が資金を出していくのか。私たちの学会とい



うのは、実際にそれぞれの個人がファイナンスを受ける時にどんなふうなのかということからスタートしていますが、知らないうちに個人の方々が資金の出し手になっています。ですから私たちの学会で取り上げる対象の中に、ファイナンスの出し手としての個人の視点というのも、この先入れていく必要があるのではないかと思います。そういう外部の状況の変化は、実は国内だけではありません。

桑名：できるだけ短めにお願いします。

田中：はい、わかりました。

裁判セキュリティの関係で、安全保障もして情報の信用性のところに関与してくる度合いが増えました。その時に保証個人情報機関や情報を取り扱っておられる方々が、今まで通りの枠組みで仕事ができないようになっていきます。そういう状況の変化について、先生がたにご意見を伺いたいと思います。

桑名：他にどなたかいらっしゃいますか？

江夏：では先に。今までの皆さんの議論の中から、気づいた大きなことがあります。それは、情報であれ何であれ、制度が必要だとかいろいろありましたが、昨日今日の議論の中に一つだけ気づいて欲しいことがあります。それは、かつて我々が非常に問題視しましたし、これからも重要になってくるとは思いますが、プライバシー

一ということが一つ気になっています。つまり、いかに安全に利用するか、ですね。社会、個人、国民という中の「個」の部分は、尊重すべきものとして保護するというバランスについて議論してきました。そこに棹差して、あえて踏ん張って何かを発信するのも、学会の役目なのではないかと思えます。ですから、プライバシーそしてデジタルライゼーション、グローバリゼーションに、いかに我々は公平にあるいは正しい立場で発信したり判断をしたりするのかということが重要ではないでしょうか。

今まで伺った内容での、私の感想です。

桑名：どうもありがとうございました。専門的な研究課題をどう研究するのかというお話でした。杉江先生が今後の学会の将来の課題ということ、先ほどお話をされておられましたが、後でもう少しお話されるということでした。よろしければお願いいたします。

杉江雅彦：これからということになると、さらに学会の研究範囲あるいは分野というも

のが拡大していくという意味で、「羽ばたき」と申し上げました。もう一つは「深掘り」という言葉を使わせていただきました。これは、何と言っても、パーソナルファイナンスとは一体何なのだろうかということ、もう一度真剣に考えていくべきではないかというのが発想の始まりです。これまで消費者金融サービスというところの研究から始めてきたわけですが、これはあくまでもファイナンスという「借り入れる」ということで、クレジットあるいはそれに関する情報の問題が繋がってくるのだと思います。それから、今もちょっと話がありましたが、ソーシャルファイナンス、ベンディングの問題があります。ですから、そこにおける貸し手をどう考えていくのかということですね。単なる「借り入れ」という意味でのファイナンスではなく、資金をどう手に入れるか、どう提供するのかということが進んでいくと、「自分の資金をどう運用するか」というインベストメントまで行くわけです。ですから、それぞれのところにいろんな問題があります。現実には法的な問題もありますし、経済的な課題もあります。



もう一度、パーソナルファイナンスの範囲や、それをどう分類していくのかということ、私は「深掘り」と言ったわけです。日銀がこの頃盛んに使っている、マイナス金利の深掘りではありませんが、そういうことも必要なのではないかと思います。先ほどからお話を伺っていると、情報の問題も非常に大きいですから、そういうところまで進んでいくのだなと思いました。その意味でも基本的なところをもう一度きっちり締めて理解するということから捉え直すというの、学会の一つの責任ではないかと思っております。したがって、そういう問題に関して私の提案としては、15周年の時は桑名先生に力を入れていただいた記念論文集には大変なお金がかかっておりましたが、せつかく20周年になりますので、お金をあまりかけないでひとつのテーマにしぼって深掘りするシンポジウムをやっていたきたいなと考えています。そういうことが、具体的に私の言いたかったことです。

桑名: ありがとうございます。ほかにどなたかご発言いかがでしょうか？ よろしいですか。それでは晝間先生、どうぞ。

晝間文彦: この場で何もしゃべらないというのは、申し訳ないですね。特に具体的な提案があるわけではないのですが、先ほど申し上げた、匿名経済と顕名経済についてです。昨日、中川さんと休憩室でお会いした時にお話したのですが、経済学でいうと顕名化の経済の下では全ての市場において個々人の需要曲線がわかってしまうということが、おそらく究極の話ではないでしょうか。それが本当にいいことなのかどうかということは、経済でいけば個々人の需要曲線がわかれば、企業はその個々人に対して独占になります。要するに、消費者余剰を取れるわけですから、各単位別に需要曲線が右下

がりになれば、1単位目は100で2単位目は95ということがわかります。それが本当に実現するかということも問題ですが、本当に実現した時に消費者はどうなのでしょう。消費者余剰ゼロになるのではないかと思います。経済学において消費者余剰がゼロになる世界というのは、消費者にとってはあまり良くありません。儲けは全部企業の方に行ってしまうという結果になるのが、経済学では一つの論理的な帰結になるのではないかと思います。経済学ではそれでいいのかもしれませんが、先ほど江澤さんが言っておられた奥さんとも仲が良いかといったこともわかってしまいます。そういうことが前提にあると、経済以外のことでもその情報を使うということが当然出てきます。すると、社会の在り方も変わるというふうに中川さんの話にも繋がってくるのではないかと思います。それはおそらく、江夏先生もおっしゃっていたプライバシーの範囲をどう考えるのかということにも、本質的につながる問題かなというふうに思っています。顕名経済を推進する学派や在り方、そういう人たちの認識は、昨日のお話で出ましたように金融業だけではなくデータ産業にもあります。信用情報機関とかいうのはそもそも、金融があって、お金を貸すときに欲しい情報があるということなのでしょう。今の世界は消費者金融あるいは信用があって、すでにそういう情報を集めていて、必要なところにそれを売るというだけの話です。信用情報機関というのは、情報先を限ってその度に作るということを制度としてやろうとしているのだと思いますが、今の方向は逆で、情報があってそれを輪切りにして売れる先を探すということです。今は、視点がちょっと逆になっているのかなと思います。経済学をやっている人は、一種極端なことを考えていますから多分どこか間違っているのだろーと思います。そういうふうに考えられるのが匿名経済と顕名経済

の帰結の一端かという気がしています。

桑名：どうもありがとうございました。

岸さんは先ほど、個人の将来の課題と若干学会に対する期待も言われましたが、もう少し学会に対する期待あるいは学会の課題がございましたら簡潔にお願いできればと思います。いかがですか？

岸：はい。最初に紹介しました学会設立時の私のコラムに「全く理解されていない業界」という表現がありました。それから 20 年経って、理解が進んだかと言えば、あまり進んでいるようには見えないと思っています。

なぜ理解が進まないのか、その大きな原因は、法改正前後に大変な社会的批判にさらされて、それが研究の深耕にも影響したからではないでしょうか。今、真正面から業界を評価して現状に異議を唱えることについては、業界自身を含めて弱気になっていると感じます。

以前は、個人向けの小口融資と言えば消費者金融だけの話として語られましたが、今は銀行もある、FinTech 企業による新たな取り組みもある、そうしたものを含めて全体を俯瞰した上での研究ということであれば、もっと前向きな研究が進められるのではないかと思います。

桑名：どうもありがとうございました。時間も残り少なくなってきましたが、最後に江夏先生から学会の将来の在り方等についてお話しただければと思います。

江夏：いろいろ議論されてきて、ちょっと思い起こしました。かつて私にはとても難解だったのですが、「Panoptic Sort」という本を翻訳したことがございます。それは、いわゆる監視社会に対して警鐘を鳴らしたものでした。個人にしる組織にしる経済的な利益を求めるこ

とと、それを管理する政治なり上に立つ者による、ある種の融合、結合でこの世の中がますます監視社会になると警鐘を鳴らしていました。そこで、私は思うのですが、先ほども杉江先生がおっしゃいましたが、今挑戦する課題は、弱者の思考からの考えです。ハザードとハラスメント、それからハンディキャップというものを挑戦課題の中に入れたら面白いだろうと思います。それから重視すべき研究と研究の在り方としては、sensitivity と successability それから socialization の 3 つです。3 つでなくてもいいので、その中のどれか一つに焦点を合わせた課題について、通説や俗説に流されない独自のお立場の研究をしていただければ嬉しいなと思います。

桑名：ありがとうございました。

これからの学会の在り方や課題について、さらにご意見があると思いますが、今回は本学会のこれまでの 20 年を振り返るという点にウエイトを置いた座談会でした。聞くところによると、来年は将来の学会の課題について座談会を行うということです。今回は過去にウエイトを置いた形になりました。先ほどもお話がありましたように、単に過去を回顧するのはあまり意味がないと言いますが、むしろ歴史を研究して将来を洞察するというに意味があります。改めて、歴史の重要性が問われております。江夏先生が理事長をしておられる日本経済学会連合でも今度経済学の先生がたが中心になって、「学部で経済史をどう教えるか」というシンポジウムを開催します。そういったことが大事ですね。

今、いろいろな意見がありましたが、最後に司会者として一言言わせていただきます。今回の全国大会のテーマもそうですが、まさに今、デジタル化がどんどん進んでおりまして、たとえば、企業と顧客の関係が大きく変わってきて

おりまして、今は顧客が中心となっています。昨日の発表にもありましたが、ネットワークの社会になりますと、個人がベースになります。我々がベースになっていくわけで、企業と個人の立場がこれまでとは全く逆になってきました。先ほど江夏先生が言われたように、そうはいっても個人の情報が全部取られているわけです。僕も最近ではアマゾンで映画をよく見ます。しかし、それが先方に全部わかるわけですよ。たとえば、僕の趣味もわかってしまう非常に気持ち悪いですね。書物だったらまだいいのですが、映画で自分の趣味がわかってしまう。僕は「これは困ったな」と思うこともあります。そこでCSR(企業の社会的責任)の重要性などが言われているわけですね。昨日の懇親会の時にも言いましたが、今一方では非常に便利になりましたが、他方においては、その便利さを享受できない人もたくさんいる。たとえば、アメリカにはカードを持っていない人がたくさんいるわけです。キャッシュレス時代と言われながらも、カードを持っていない人がたくさんいるのです。また、アメリカの大学生で、授業料が高いから途中で辞めてしまう学生はたくさんいます。そこで、アメリカの大学も、パーソナルファイナンスを学生のうちから教えるべきだと言われているのです。日本はまだそこまでになっていませんが、日本も格差社会になると、そういった人たちが増え、どうするかという問題がでてきます。一方ではファイナンスに関する技術が発展していきますが、他方では格差社会になるといろいろな問題がでてきますので、我々としてもそのような問題について、ファイナンスの中でどう研究していくのか。それも学会に与えられた使命というか、学会の社会的存在が大事になるのではないかと思います。

うまく整理できませんが、社会も変わるし企業も変わるし、我々個人も変わる中で、そうし

た問題をどう考えていくのかというのが非常に重要な課題ですので、学会としてもそれらの問題に取り組んでいかなければならないと思います。繰り返しになりますが、来年の全国大会では学会の将来の在り方も含めて議論されるのではないかと期待しておりますので、今日の座談会を来年に繋げていければということで、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

山本崇雄***: これをもちまして、2日間にわたり開催してまいりました第20回パーソナルファイナンス学会の全国大会を終えますが、結びに一言申し上げさせていただきます。



残念ながら、私は全部の講演等を拝聴できなかったのですが、昨日、Alipayの経済圏拡張の話や、個人情報の問題で日本は今後大丈夫なのだろうか

というお話がでてきました。他方でAIを積極的に学ぶ若者もいるという、若干明るい話もありました。今日はネット金融サービスの問題や、今の座談会でも企業は差別化を図るのは当然のことですが、研究者としても人とは異なる立場で考えたり行動したりするというご意見を拝聴しまして、私自身の心にも突き刺さる、いろいろなことを考えさせられる2日間でした。

大変拙い学会運営で、いろいろご迷惑をおかけしたと思いますが、登壇者の先生、コメントーターの先生、司会の先生そしてこちらにお越しいただいた先生がた、2日間本当にありがとうございました。

余談ですが、今の「差別化」という点でお話すると、白楽駅に向かう時に商店街がありま

す。元気な商店街ですが、ここから向かうと左側には闇市だった建物が未だに残っております。キャッシュレス・ペイメントとは無縁ですが、人情商店街として我が道を行く世界が広がっておりますので、もしお時間のご都合がよろ

しければ行っていただければと存じます。

来年またこの時期だと思いますが、皆様にお会いできるのを楽しみにしております。本当に2日間ありがとうございました。

*パーソナルファイナンス学会会長、早稲田大学教授

**新潟大学教授

***第20回大会実行委員長、神奈川大学教授

(敬称略)

第 20 回全国大会特別企画
座談会「パーソナルファイナンス学会の 20 年を振り返る」第 2 部

2020 年 3 月 31 日発行

発行責任者 坂野友昭

連絡先： パーソナルファイナンス学会リエゾンオフィス

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F

(株) 国際ビジネス研究センター内

TEL 03-5273-0473 / FAX 03-3203-5964 / E-mail japf@ibi-japan.co.jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

これらの許諾については、お問い合わせください。